

補 足 事 項

(補足事項1)

本件業務に配置される現場責任者（広島市委託契約約款第8条に既定する現場責任者）は受注者の被雇用者（直接的かつ恒常的な雇用関係にあるものに限る。）でなければなりません。

なお、被雇用者の雇用期間の要件及び雇用関係の確認方法については、建設工事に係る現場代理人の確認方法（参照先：「広島市ホームページ(<https://www.city.hiroshima.lg.jp/>)」→「事業者向け情報」→「公共事業の情報化と技術管理」→「公共事業の情報化と技術管理（技術管理課）」→「工事受注者の方への一覧」→「建設工事に係る現場代理人、主任（監理）技術者の雇用関係」）に準じます。

(補足事項2)

本件業務の施行について、受注者が契約内容を誠実に履行しない場合や本市の承諾なしに各作業の開始・完了時期の変更を行った場合は、指名停止措置等を行うことがあります。変更を行う必要が生じた場合は本市と協議の上、承諾を得て業務を履行してください。

(補足事項3)

広島市委託契約約款第4条第2項で「受注者は委託業務の全部又は一部を第三者に委任し、若しくは請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面により本市の承諾を得た場合は、当該委託業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせることができる。」と規定していますが、本件業務における主たる業務を第三者に委任し、又は請け負わせることについて本市は承諾しません。

(補足事項4)

仕様書等に含まれる「公園緑地等維持管理標準仕様書（令和5年1月改訂（平成23年1月制定）広島市都市整備局緑化推進部）」は緑化推進部公園整備課（市役所6階）及び各区役所維持管理課で閲覧できます。

また、広島市のホームページ(<https://www.city.hiroshima.lg.jp/>) →「事業者向け情報」→「公園・緑化」→「広島市の公園・緑地」→「公園緑地等維持管理標準仕様書／道路・公園緑化ガイドライン／公園共通代価表」でダウンロードできます。

(補足事項5)

本件業務では、主たる業務以外の作業について下請を入れる場合、業務打合せ簿（公園緑地等維持管理標準仕様書の提出書類様式のうち様式8）により本市へ承認願を提出するものとします。業務の着手に先立ち、公園緑地等維持管理標準仕様書の提出書類様式の末尾に掲載している記入例を参考に、下請についての承認願を作成・提出して本市の承認を得てください。